

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、申立人母子のみが会津地方に避難した申立人らについて、未就学児を含む子供2人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年5月分までの生活費増加分（面会交通費及びその関連費用等）、庭木についての除染費用等の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下申立人ら5名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 申立人X1の損害

- | | | |
|-----|---------------------------|----------|
| (1) | 生活費増加費用（車のナビ取付費用） | 14万5611円 |
| | （平成24年11月20日～平成25年1月12日） | |
| (2) | 生活費増加費用（車のベルト交換費用） | 1万0433円 |
| | （平成25年9月17日～平成26年9月29日） | |
| (3) | 生活費増加費用（車のブレーキ関連交換費用） | 3702円 |
| | （平成26年9月24日～平成26年9月29日） | |
| (4) | 生活費増加費用（車のオイル交換費用） | 5万2935円 |
| | （平成24年11月20日～平成26年12月29日） | |
| (5) | 生活費増加費用（面会交通費） | 60万5924円 |
| | （平成23年4月1日～平成27年5月31日） | |
| (6) | 除染費用 | 8万8826円 |
| | （平成24年12月26日～平成26年10月28日） | |

2 申立人X2の損害

- | | | |
|-----|-------------------------|----------|
| (1) | 精神的損害（日常生活阻害慰謝料の増額分） | 54万0000円 |
| | （平成23年3月11日～平成24年8月31日） | |
| (2) | 生活費増加費用（交通費） | 6万7276円 |
| | （平成25年4月4日～平成27年3月31日） | |
| (3) | 生活費増加費用（除雪機購入費用） | 2万6980円 |
| | （平成26年11月23日） | |

3 申立人X5の損害

- | | |
|------------------------|---------|
| 除染費用 | 2万6528円 |
| （平成25年2月4日～平成26年9月22日） | |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金156万8215円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 除染費用を裏付ける領収書原本の授受

申立人らは、被申立人に対し、本件除染費用に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。

第5 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、第1の1(6)及び第1の3記載の損害項目(除染費用)に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

第6 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は、申立人らが第1の1(6)及び第1の3記載の損害項目(除染費用)について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

第7 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第8 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年8月5日